

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 5 号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和63年川崎市条例第
25号）の一部を次のように改正する。

第26条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4
項の次に次の1項を加える。

5 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付す
べき利子の利率は、法第103条第4項後段の規定による換地処分の公告が
あった日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第
100号）第2条の財政融資資金をいう。）の次に掲げる条件による貸付け
の金利と同一の利率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法
定利率）とする。

- (1) 元金均等償還であること。
- (2) 半年賦かつ全期間固定金利貸付であること。
- (3) 貸付期間が5年以内であり、かつ、据置期間を置かないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。